

平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録
目 次

第 1 号(11月18日)

招集告示	2
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集あいさつ	5
議案第1号	7
議案第2号	8
議案第3号、議案第5号	9
議案第4号	11
閉会の宣告	12

招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第12号

平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を、次のとおり招集する。

期 日 平成20年11月18日(火) 午後2時00分

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい会議室

平成20年11月7日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管理者 清水 聖 士

平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録

平成20年11月18日(火)

午後2時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金条例の制定について
議案第5号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁について
日程第 6 議案第4号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)

出席議員(12名)

1番	土屋裕彦	2番	長谷川則夫
3番	石井昭一	4番	津久井清氏
5番	古沢由紀子	6番	佐藤尚文
7番	池ヶ谷富士夫	8番	岩田典之
9番	小泉文子	10番	月野隆明
11番	松井節男	12番	高城幸治

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	清水 聖 士
副 管 理 者	本 多 晃
副 管 理 者	中 村 教 彰
監 査 委 員	渡 邊 義 一
会 計 管 理 者	中 台 茂
事 務 局 長	大 野 一 郎
事 務 局 次 長	湊 明 彦

総務課長	川上利一
あじさい所長	湊明彦
しらさぎ所長	池森忠満
周辺整備室長	石原秀樹
主幹	鈴木実(柏市廃棄物政策課長)
主幹	川村明(白井市環境課長)
主幹	稲生哲彌(鎌ヶ谷市クリーン推進課長)

事務局職員出席者

総務課長補佐	笠井雅之
しらさぎ所長補佐	伊藤勇雄
周辺整備室長補佐	渡邊直巳
総務課財政係長	中澤淳容
あじさい管理係	大竹隆行
総務課庶務係	篠宮武
総務課庶務係	田中宏明

午後 2時00分 開会

開会の宣告

○議長（松井節男君） 本日は、公私ともご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金条例の制定について、議案第4号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）、議案第5号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁について、以上5件であります。配付漏れがないかお調べ願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

会議録署名議員の指名

○議長（松井節男君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第43条の規定により、会議録署名議員に10番、月野隆明議員、及び12番、高城幸治議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（松井節男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

管理者招集あいさつ

○議長（松井節男君） それでは、ここで管理者から招集あいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一

言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者辞退に関する検証委員会による最終報告についてご報告いたします。この検証委員会は、本年4月の設置後、6回にわたり慎重な検証を重ね、また組合議員を初めとする関係各位のご指導、ご助言を受けながら、このたび最終報告書として取りまとめることができました。この最終報告書では25項目の検証項目を抽出し、18項目の改善点が提案されております。また、新たな指定管理者への移行時期についても、日程的及び運営的な理由から、平成22年度からとすることが適当であるとの意見も受けております。さわやかプラザ軽井沢は、現在は地元住民で組織するクリーン総合管理企業組合の協力を得て、直営方式となっているところですが、今後は直営と指定管理者とのメリットの差異を明確にした上で、この最終報告書を最大限尊重した募集要項や協定書の作成等の事務手続を進めていく所存であります。

さて、本定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案5件であります。それでは、これより今回上程いたしました案件につきまして順次ご説明申し上げます。初めに、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金条例の制定につきましては、軽井沢自治会と白井市による周辺道路整備事業の代替事業に関する合意がされたことに伴い、周辺地域を整備するため、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金を設置するものであります。

次に、議案第4号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,126万円を追加し、補正後の予算総額を36億533万円とするものであります。歳入の内訳といたしましては、分担金及び負担金を1億円、繰入金を1,126万円増額するものであります。歳出の内訳といたしましては、衛生費では原油価格の高騰に伴い、燃料費など合計で1,126万円を増額し、諸支出金では周辺地域整備基金として1億円を積み立てるものであります。

次に、議案第5号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁につきましては、周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁について、組合規約に定めた分賦金によりがたいため、組合規約第13条第5項の規定により議決を求めるものであります。

以上がこのたびご提案いたしました案件の概要であり、詳しくは担当者より説明いたします。

なお、議員各位ご案内のとおり、本組合の中村副管理者におかれましては、12月9日をもってご勇退

されることとなりました。中村副管理者は、平成8年12月10日、組合副管理者に就任されて以来、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎを相次いで竣工し、さらにはさわやかプラザ軽井沢をグランドオープンさせるなど、まさに本組合の今日の礎を築いてこられました。ここに12年間の長きにわたり組合運営に多大なるご貢献をしていただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、中村副管理者のこれからのご健勝と、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます次第でございます。

以上申し上げまして、11月定例会に当たりましての招集あいさつとさせていただきます。本日のご審議、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号

○議長（松井節男君） 日程第3、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（大野一郎君） 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の改正が行われ、非常勤特別職の報酬のうち議会議員にかかわる報酬が議員報酬と明確化されたことなどに伴い、関係する条例を改正するものであります。

それでは、1枚目をお開きください。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。資料として新旧対照表がございますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

本案は、複数の条例を一括で改正するため、条立てにより各条例を改正しています。第1条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。条例の題名を改正し、第1条は、同条中「報酬」を「議員報酬」に改め、あわせて地方自治法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

第2条、第3条は、「報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。

第4条は、見出しに「（日割計算）」を付し、「報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。

第6条は、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改めるものであります。

第7条は、「報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。

第2条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、地方自治法の改正に伴い、引用条項を改め、「非常勤の職員」を「特別職の職員で非常勤のもの」に改め、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び議会の議員を除く。」を削り、「特別職」を「非常勤特別職」に、「、同条第3項

の規定に基づく費用弁償及び支給の方法」を「及び費用弁償の額並びにその支給方法」に改めるものであります。

第2条、第3条は「特別職」を「非常勤特別職」に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第1号について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(松井節男君) 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号

○議長(松井節男君) 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(大野一郎君) 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

それでは、1枚目をお開きください。柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。資料といたしまして新旧対照表がございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

題名を引用法律名の改正に合わせ、「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改めるものであります。

第1条は、引用法律名及び「公益法人等」を「公益的法人等に」に改めるものであります。

附則として、この条例は平成20年12月1日から施行するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(松井節男君) 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。
これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号、議案第5号

○議長(松井節男君) 日程第5、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金条例の制定について、議案第5号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁について、以上2件を一括議題といたします。

なお、質疑、討論、採決については個別に行いますので、ご了承願います。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(大野一郎君) 議案第3号及び議案第5号は関連いたしますので、一括で説明をさせていただきます。

まず、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の周辺地域であります鎌ヶ谷市軽井沢地域の施設及び環境の整備を図るため、新たに条例を制定しようとするものであります。

各条項についてご説明いたします。第1条は設置に関する規定で、基金の設置目的及び設置について規定しております。

第2条は基金の積み立てに関する規定で、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算に定める額とすることを規定しております。

第3条は基金の管理に関する規定です。第1項は、基金に属する現金の管理については、金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法によらなければならないことを規定しております。第2項は、基金に属する現金を必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることを規定しております。

第4条は運用益金の処理に関する規定で、基金の運用により生じた収益は、予算に計上して、基金に

編入することを規定しております。

第5条は基金の処分に関する規定で、基金の処分については周辺地域を整備するために必要な財源に充てる場合に限って、予算に定めるところにより全部または一部を処分できることを規定しております。

第6条は委任に関する規定で、この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は管理者が別に定めることを規定しております。

附則といたしまして、施行日に関する規定で、施行日を公布の日とすることを規定しております。

この基金につきましては、し尿処理施設建設に伴う周辺道路整備事業にかかわる代替事業について、平成20年8月27日に白井市、軽井沢自治会、環境衛生組合の間で締結した確認書に基づき、当該事業の事業費の受け入れ口として設置するもので、基金に積み立てる原資につきましては全額白井市の負担で、金額につきましては1億円であります。なお、白井市では9月議会で負担金を補正予算に計上しており、9月10日に議決済みとなっております。

続きまして、議案第5号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁についてご説明申し上げます。

本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁について、組合規約第13条第5項に基づき議会の議決を求めるものであります。あわせまして、本件議決をいただくことにより、周辺道路整備事業がなくなり、新たな事業に移行しますので、平成17年11月24日に議決をいただいた周辺道路整備事業にかかわる経費の支弁については、その効力を失わせることについて議会の確認をお願いするものであります。

なお、基金の積み立てる額の支弁については、本来組合規約に定める負担割合に基づいてそれぞれ支弁することとなりますが、今回の代替事業の経費として基金に積み立てる額につきましてはこの負担割合によりがたいため、経費の負担割合を柏市ゼロ、白井市10割、鎌ヶ谷市ゼロとするため議決をお願いするものであります。

以上で議案第3号、第5号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井節男君） これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松井節男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金条例の制定については、原案

のとおり可決することに決定いたしました。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合周辺地域整備基金として積み立てる額の支弁については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号

○議長(松井節男君) 日程第6、議案第4号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(大野一郎君) 議案第4号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,126万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ36億533万円とするものでございます。

1ページ目をお開きください。1ページの1表でございしますが、補正の内容につきまして申し上げます。歳入では、1款分担金及び負担金で1億円、3款繰入金で1,126万円を追加するものでございます。歳出につきましては、3款衛生費で1,126万円、5款諸支出金で1億円を追加するものでございます。

次に、2ページ、3ページをお開きください。事項別明細書でございします。歳入では、1款1項1目衛生費負担金でございしますが、道路代替事業に伴う白井市拋出分負担金1億円を追加するものでございします。

3款1項1目財政調整基金繰入金でございしますが、財政調整基金から1,126万円を取り崩して、財源不足分を繰り入れするものでございします。

次に、4ページ、5ページをお開きください。歳出でございします。3款1項1目し尿処理費でございしますが、原油価格の高騰による灯油価格の上昇に伴い、燃料費で1,006万4,000円を増額し、修繕計画の見直しや契約差金で450万減額し、合わせて556万4,000円を増額するものであります。

3款1項2目ごみ処理費でございますが、し尿処理費同様に原油価格の高騰によるガソリン及び灯油価格の上昇に伴う燃料費について、ごみ処理事務に要する経費で5万7,000円、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費で339万2,000円の増加、また薬剤の尿素水について、6月から特別関税が100%課税され、9月からはさらに50%追加されたことに伴う価格上昇により、消耗品費224万7,000円を増額し、合わせて569万6,000円を増額するものであります。3款衛生費合計では、1,126万円を増額するものであります。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。5款1項2目周辺地域整備基金費でございますが、議案第3号でご説明したとおり、白井市の道路代替事業の積立金として1億円を積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(松井節男君) 質疑については、通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松井節男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成20年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(松井節男君) 以上で本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午後 2時27分 閉会